

倶知安町告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年5月30日

倶知安町長 文 字 一 志

1 施行者の名称

倶知安町

2 都市計画事業の種類及び名称

倶知安都市計画道路事業 3・4・7号 北7条通

3 事業施行期間

自 平成28年 7月15日

至 令和 9年 3月31日

4 事業地の所在

収用の部分 令和6年倶知安町告示第107号の事業地のうち虻田郡倶知安町北7条西3丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 な し

5 図書の写しの縦覧場所

倶知安町北1条東3丁目3番地 倶知安町まちづくり新幹線課まちづくり係